

議案第 45 号

桐生市市税条例の一部を改正する条例案

桐生市市税条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 30 年 6 月 1 日提出

桐生市長 亀 山 豊 文

## 桐生市市税条例の一部を改正する条例

桐生市市税条例(平成10年桐生市条例第2号)の一部を次のように改正する。  
附則第10条の2中第10項を第11項とし、第9項の次に次の1項を加える。

10 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は0とする。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議 案 説 明

### 議案第 45 号 桐生市市税条例の一部を改正する条例案

地方税法等の一部改正等に伴い、固定資産税の課税標準の特例について、所要の改正を行おうとするものです。